

相続財産からのご寄付とは？

相続財産からの寄付とは、相続人が、故人より受け継いだ財産から寄付を行うことです。

相続人ご自身の意向により、被相続人の意向を汲む寄付が行えます。

当財団にご寄付いただいた場合は、相続税の申告時に相続税の課税対象財産から控除することができます。

また、相続人の所得税の控除を受けることもできます。

<注意点>

- 相続税の申告期限まで（**相続発生から 10 か月以内**）という時限性があります。
- 不動産や株式などの場合には、（寄付の方法により）譲渡所得税などが課税されることがあります。

大隅基礎科学創成財団に寄付をしていただくと…



- 日本では公的資金は“すぐ役に立つ研究”に集中しているのが現状です。当財団は純粋な知的探求心や自由な発想を持った「独創性と先進性」に溢れたテーマを追求する研究者に研究費を助成しています。
- 大学と企業の研究者の創発を目的としたセミナーや、科学の面白さと大切さを小中高生に伝えるためのイベント、また、最新の科学研究の成果を一般の人々にわかりやすく伝えるための市民講座などを開催しています。



日本の基礎科学の発展のため、上記のような様々な活動に大切にに使わせていただきます。

<相続財産からのご寄付・相続税申告の流れ>



お問い合わせ先：大隅基礎科学創成財団事務局

TEL：045-459-6975 受付時間：平日 10時～17時（年末年始を除く）

MAIL：info@ofsf.or.jp

生前のご寄付についてのご相談も承っております。お気軽にご連絡ください。